

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

<p>、 、 ら 1067 年</p> <p>1188 11471103 厚生省告示第 1067 号</p> <p>か ま 1069</p> <p>ら 1156 で</p> <p>1190 か 1072</p> <p>ま ら 1107</p> <p>で 1158 1079</p> <p>、 ま 1116</p> <p>1204 で 1083</p> <p>、 1118</p> <p>1206 1160 1086</p> <p>及 び 1162 から 1121 か</p> <p>1208 11221090 に 1163 ままで</p> <p>掲 げ る 1172 か 11281093</p> <p>高 度 管理 医療 機 器</p> <p>、 11741129 ままで</p> <p>、 11781135 1095</p> <p>、 11801139 ままで</p> <p>、 11841143 1099</p> <p>、 11011066 ままで</p> <p>11851145 か 六</p>	<p>法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働省告示第 1067 号</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成 10 年度）</p>
---	---

改 正 後

改 正 前

（傍線部分は改正部分）